

## 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請について

申込みは大学を通じて行い、採用されると日本学生支援機構から支給（振込）されます。「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請の手引き（学生・生徒用）

[https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt\\_gakushi01-000019539\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019539_1.pdf)

をよく確認したうえで申請してください。

### [1] 支給対象者の要件

#### 1. 以下の①～⑤を満たす者

##### ①原則として自宅外で生活している。（※1）

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）

##### ②家庭からの多額の仕送りを受けていない。（※2）

##### ③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない。

##### ④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、

1) ~3) のいずれかの状況となっている。

1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している。

2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない。

3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている。

##### ⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす。

1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者。

2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者。

3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者。

#### 2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

（※1）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

（※2）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、本学の年間学費と家賃を念頭に、家庭からの仕送り額年間 210万円以上（授業料を含む 入学金を含まない）を目安とします。

※本給付金の趣旨に基づき、推薦者を総合的に判断するため、仕送り額（目安）は本学独自に定めています。

(※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

## [2] 支給金額

10万円

## [3] 申請方法

「ステップ1：オンライン申請フォーム入力」、「ステップ2：申請書類提出」の2段階の手続きを指定された期間内に行ってください。

### **ステップ1** オンライン申請フォーム入力

下記 URL より、申請フォームにアクセスし、各種必要情報を入力すること。  
入力後に「登録完了」のメールが届くので、その画面を印刷すること。

入力期間：2021年12月25日（土）～2022年1月13日（木）16:00

申請フォーム：

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe\\_OTNik-w34P8yaK8BMNmWgTdVuZvnaAtQqqWKggcSgcUx4Q/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe_OTNik-w34P8yaK8BMNmWgTdVuZvnaAtQqqWKggcSgcUx4Q/viewform)

### **ステップ2** 申請書類提出

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）」をよく確認して、以下(1)～(5)の書類を提出してください。

※(1)(2)(3)(4)については、それぞれA4用紙1枚に印刷してください。

#### **(1) 学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式1】**

→大学が推薦するにあたって配慮する事情がある場合は、3. 申し送り事項に記入すること。

（「申請の手引き」5ページ参照）

#### **(2) 学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】**

#### **(3) 「支給要件を満たすことを証明する書類」説明資料【様式A】**

#### **(4) 「ステップ1」でオンライン登録を完了した際に受信したEmailの写し（受付日時がわかるページ1枚）**

#### **(5) 支給要件を満たすことを証明する書類**

→仕送り金額やアルバイト収入の証明書類（預金通帳の写し、給与明細等）には、

①申請に該当する項目・金額にマーカーを引き、②審査する人が内容を理解できるように説明文を記載してください。（「申請の手引き」6ページ参照）

※書類は黒のボールペンで記載してください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンの使用は不可です。

※支給後に申請書類に虚偽があることが判明した場合は全額返金しなければなりません。

[4] 申請書類受付期間（3日間）

2022年1月11日（火）・12日（水）9:00-17:00、1月13日（木）9:00-16:00

[5] 申請書類提出方法及び提出先

申請書類を以下の提出先に、申請者本人が直接持参して提出すること。

八王子キャンパス：学生部奨学課（日本人学生等）

：国際交流センター（外国人留学生）

上野毛キャンパス：美術学部事務室

[6] 結果通知

支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

[7] 注意事項

- ・申請者全員が給付の対象となるわけではありません。申請書類を基に推薦者を総合的に判断します。選考内容のお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
  - ・申請書類に不備があった場合は確認の為、個別に連絡いたします。対応に時間がかかりますので、早めに書類を用意し、提出するようにしてください。なお、不備の解消に時間がかかる場合は、次回以降の応募（予定）に回すことがあります。
  - ・「申請の手引き」6ページに（任意）及び（提出可能な場合）と記載されている書類（仕送り額がわかる預金通帳等の写し、アルバイト先からの給与明細または振込口座預貯金通帳の写し等）についても、審査上必要となりますので、要件に該当する必要書類は可能な限り提出してください。
  - ・以下の学生については、支給対象者とはなりません。
    - (1) 非正規生（研究生、科目等履修生）
    - (2) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生〔国費外国人留学生〕、外国政府の経費負担により日本に派遣される外国人留学生
- ※「外国政府」とは、当該国の各省庁及びその業務を担う公的機関を含み、「経費」とは日本留学にかかる生活費、学費、渡航費をいいます。
- ・12月25日（土）～1月4日（火）は冬季休業のため事務取扱は行いません。